

富山県医療計画の見直しについて

1 現計画について

(1) 計画趣旨等

- ①根拠 医療法第30条の4の規定に基づき策定する医療計画
- ②計画期間 平成25年度から平成29年度までの5ヵ年

(2) 計画概要・体系

現行の医療計画制度について(平成25年～)

趣旨

- 都道府県が、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るために策定。
- 医療提供の量(病床数)を管理するとともに、質の高い医療を受けられる体制(医療連携・医療安全)を整備。
- 医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される「地域完結型医療」を推進。

医療計画における記載事項

- 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に係る目標、医療連携体制及び住民への情報提供推進策
 - ※ 5疾病・5事業…5つの疾病(がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患)と5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む))をいう。
- 地域医療支援センターにおいて実施する事業等による医師、看護師等の医療従事者の確保
- 医療の安全の確保 ○ 二次医療圏(※)、三次医療圏の設定 ○ 基準病床数の算定 等
 - ※ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入・流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

【 医療連携体制の構築、周知及び取組の推進 】

- ◇ 5疾病・5事業ごとに、必要な医療機能(目標、医療機関に求められる事項等)と各医療機能を担う医療機関の名称を医療計画に記載し、地域の医療連携体制の構築を推進。
- ◇ 住民や患者の地域における医療機能の理解を促すため、地域の医療連携体制を分かりやすく提示。
- ◇ 医療資源・医療連携等に関する現状を把握した上で課題の抽出、数値目標を設定し、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進)。

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律【医療介護総合確保推進法】（平成26年6月25日公布）

【趣旨】

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等が行なわれた。

■地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（改正）

（主な内容）

①法律名の変更

②「公的介護施設等の整備基本方針」→「総合確保方針」に変更

- ・医療計画、介護保険事業支援計画の整合性の確保
- ・医療介護総合確保基金について

■医療法（改正）

（主な内容）

①病床機能報告制度の創設

②医療計画の見直し

- ・計画期間を5年から6年に変更（在宅医療は3年ごとに見直し）
- ・医療計画の一部として地域医療構想を策定
- ・介護保険事業支援計画、基金計画との整合性の確保
- ・予め意見を聴く対象として保険者協議会を追加

■介護保険法（改正）

（主な内容）

①介護保険事業計画の見直し

- ・医療計画、基金計画との整合性の確保

3 医療法における医療提供体制の確保の考え方

○ 国による基本方針の策定



○ 都道府県による医療計画の策定

5 疾病 5 事業及び在宅医療について医療連携体制を構築し、医療計画に明示

- ・ 5 疾病

広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 4 号）

がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患

- ・ 5 事業

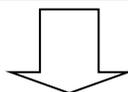
医療の確保に必要な事業（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 5 号）

救急医療、災害時における医療、へき地医療、周産期医療、

小児医療（小児救急医療を含む。）

- ・ 在宅医療

居宅等における医療の確保に関する事項（医療法第 30 条の 4 第 2 項第 6 号）



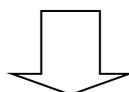
「医療提供体制の確保に関する基本方針」（平成 19 年厚生労働省告示第 70 号）

→平成29年3月28日一部改正、同年 4 月 1 日から適用

都道府県が平成30年度からの実施に向けて医療計画を見直すに当たり、医療法第 30 条の 3 第 1 項の規定に基づき、基本的な考え方を示すもの。

（主な改正の内容）

- ・ 医療計画の計画期間を 5 年から 6 年（在宅医療については、計画期間の中間年となる 3 年にも調査、分析等を実施）に改正
- ・ 精神疾患について、多様な精神疾患等ごとに医療を提供する機能や地域連携を推進する機能を求めることを明確化
- ・ 医療計画と介護保険事業（支援）計画の整合性の確保に関する記載を追加 等

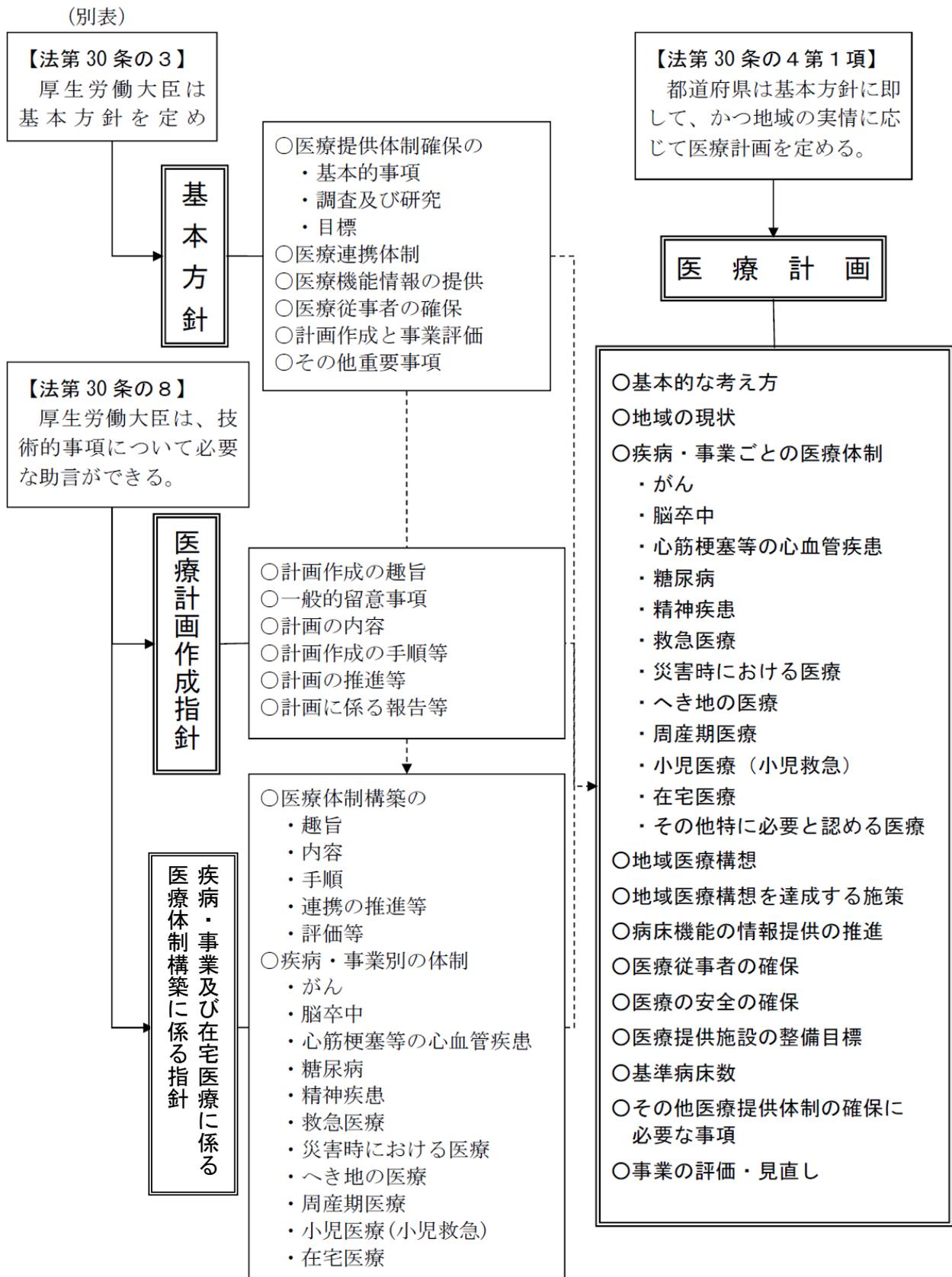


「医療計画作成指針」（平成29年3月31日局長通知）

医療計画の作成に当たって、計画全体の構成、作成の手順等を示した手引き

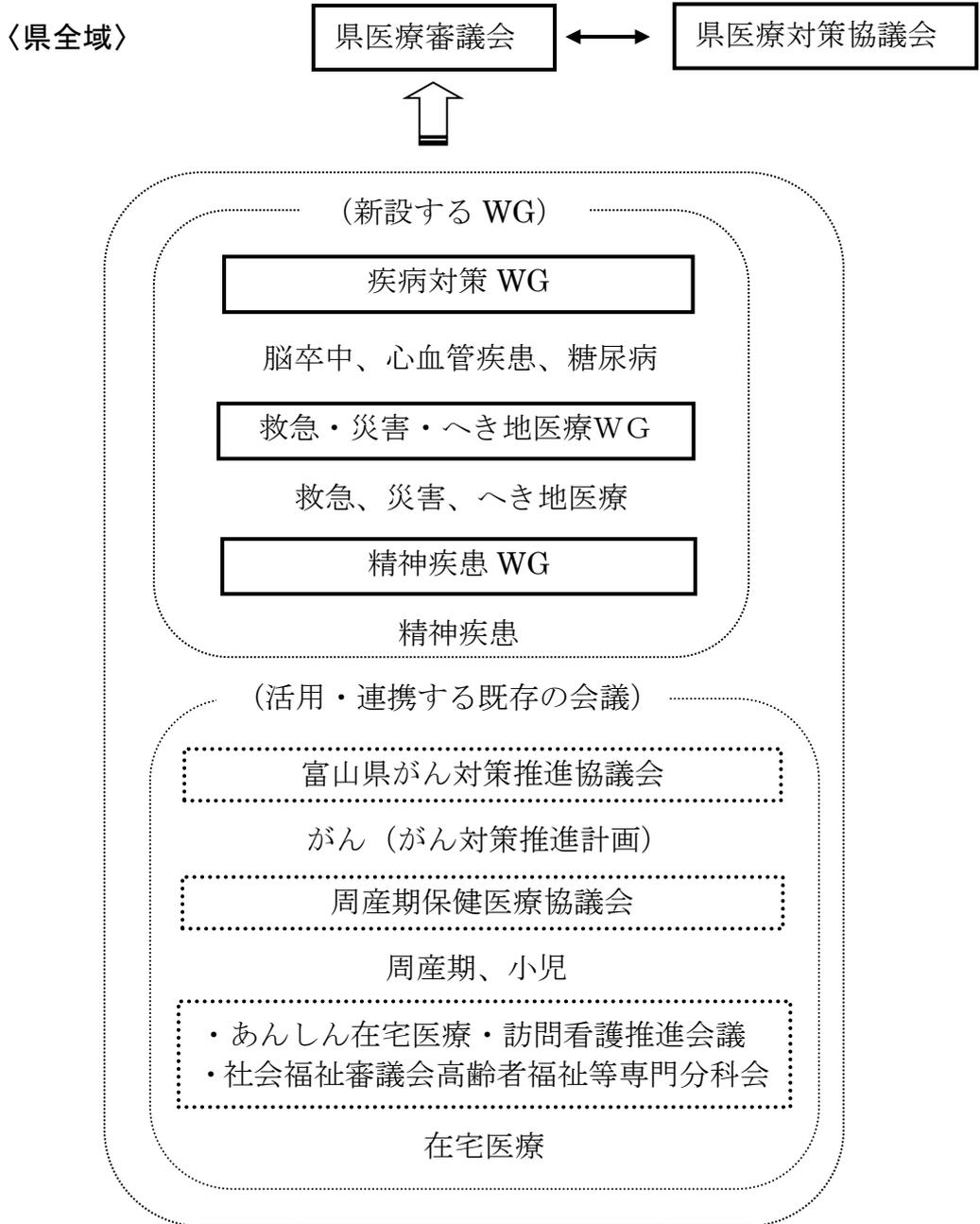
「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」（平成29年3月31日課長通知）

医療計画のうち、5 疾病・ 5 事業及び在宅医療に係る医療体制構築について記載する具体的な手順等を示したもの

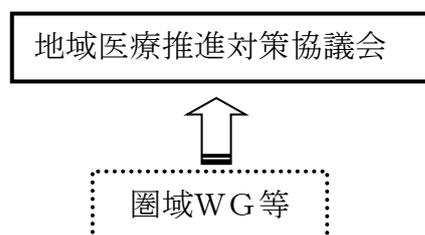


5 策定に係る組織

新たに任意のワーキンググループ（WG）を設置し、また、既存の会議を活用・連携しながら、具体的な検討を行い、医療審議会及び医療対策協議会での協議、医療審議会の諮問・答申を経て、施行する。



〈4 医療圏ごと〉



6 今後のスケジュール

時 期	県医療審議会 県医療対策協議会	ワーキンググループ (WG) 等	各地域医療推進対策協議会
平成 29 年 3 月	地域医療構想の策定		
5～6 月	第 1 回 ・方向性等について		第 1 回 ・策定手順等について 第 1 回地域医療構想調整会議 と合同
7～10 月		第 1 回 ・現状と課題等について 第 2 回 ・各疾病の目標と施策等 について	部会開催 第 2 回 ・医療計画と介護保険事業（支 援）計画の整合等について 第 2 回地域医療構想調整会議 第 1 回医療と介護の体制整備 に係る協議の場と合同
11～12 月	第 2 回 ・素案等について 地域医療構想部会 と合同		第 3 回 ・素案等について 第 3 回地域医療構想調整会議 第 2 回医療と介護の体制整備 に係る協議の場と合同
平成 30 年 1～2 月	パブリックコメント、市町村・関係機関への意見聴取		
3 月	第 3 回 ・計画案について （諮問・答申） 地域医療構想部会 と合同		
新しい医療計画の公示			